

文 部 科 学 大 臣
遠 山 敦 子 殿

平成 15 年 4 月 28 日
総 合 規 制 改 革 会 議
議 長 宮 内 義 彦

資料等提出依頼

4月9日に開催された第5回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：5月8日（木） 17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させて頂きます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させて頂きます。

記

1. 設置主体について

- (1) 幼稚園の設置主体が学校法人等に限定されていることについて、「教育は公共性、安定性、継続性等に鑑み、設置基準等の行為規制と合わせて設置主体についても規制が必要である」との貴省のご説明であるが、厚生労働省所管の保育所については同程度の公共性等がありながら設置基準のみで設置主体に関する規制は存在しないという現状を踏まえ、同じようなサービスを提供しているにもかかわらず、幼稚園については、「行為規制のみでは不十分」であるとする貴省の具体的論拠をご教示頂きたい。
- (2) 幼児教育を公立又は学校法人立のいずれにも属さない経営形態で行う幼稚園に子供を入園させた場合について、設置主体に制限のない保育所に子供を入所させた場合との比較において、どれだけ具体的な弊害が生じ

やすくなるのか、貴省の見解及びその理由について具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

2. 調理施設について

(1) 幼稚園の昼食について、弁当持参の場合、給食の場合（このうち、同一施設内に設置された調理施設がある場合とない場合を含む。）の割合についてご教示頂きたい。

(2) 「同一敷地内に調理施設がないと、幼児期の子供は大人となる際の人格形成上問題がある」という見解があるが、調理施設が設置されていない幼稚園を出て大人になった場合の人格形成上の問題について、貴省の見解及びその理由を具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

3. 消費者ニーズについて

社会状況の変化に則して、教育及び保育に関する消費者ニーズが多様化している中で、貴省の把握されている具体的なニーズの内容及びその経年的推移に関するデータについて、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

以上

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）(抜粋)

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。